

○令和6年9月定例議会提出予定案件の概要説明

報告第5号 令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。

健全化判断比率 (単位:%)

比 率 名	令和5年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	14.81	
連結実質赤字比率	—	19.81	
実質公債費比率	6.7	25.0	
将来負担比率	73.4	350.0	

資金不足比率 (単位:%)

会計の名称	令和5年度	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
漁業集落排水事業会計	—	20.0	

認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

認定議案第2号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第4号 令和5年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第5号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定

認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定

認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定

議案第55号 愛知県後期高齢者広域連合規約の変更について

1 提案の理由

愛知県後期高齢者広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 提案の内容

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う改正
(別表第1関係)

3 施行期日

令和6年12月2日

議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定について

1 制定の理由

景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、「景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくる」を景観形成の理念とした、魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与するため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

(1) 景観計画への適合に関する規定

ア 町長は、景観法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。
(第7条関係)

イ 景観法又はこの条例の規定に基づく届出をしようとする者は、当該届出に係る行為を景観計画に適合させなければならない。
(第8条関係)

(2) 事前協議に関する規定

ア 景観法の規定により届出を行う者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について、町長に協議しなければならない。
(第10条関係)

イ 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。
(第10条関係)

(3) 助言又は指導に関する規定

町長は、事前協議又は届出を行った者に対し、景観計画に定める事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。
(第13条関係)

(4) 勧告及び命令の手続等

町長は、景観法の規定による勧告又は命令(以下「勧告等」という。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
(第16条関係)

(5) 勧告等に従わない場合の措置に関する規定

町長は、勧告等を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、氏名、住所等を公表することができる。
(第17条関係)

(6) 景観重要建造物の指定等の手続

ア 町長は、景観法の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
(第18条関係)

イ 町長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。 (第 18 条関係)

(7) 景観重要樹木の指定等の手続

ア 町長は、景観法の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 (第 20 条関係)

イ 町長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。 (第 20 条関係)

(8) 審議会の設置に関する規定

町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査及び審議するため、まちなみ景観審議会を置く。 (第 25 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 準備行為

第 10 条の規定による事前協議、第 13 条の規定による事前協議に係る助言又は指導その他必要な準備行為及び第 26 条第 2 項の規定による委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(3) 経過措置

第 3 章（行為の届出に関する事項等）の規定は、令和 7 年 5 月 2 日以後に着手する行為について適用する。

(4) 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

まちなみ景観審議会委員及びまちなみ景観アドバイザー報酬を日額 6,300 円とする。

議案第 57 号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定の削除 (第 11 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき証明、閲覧等関係手数料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 手数料を徴収しない対象の追加 (第6条関係)
- (2) 証明、閲覧等関係手数料の改定 (別表第1関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき公の施設の使用料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

社会教育施設及び体育施設関係の使用料改定 (別表第4関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

第1条の規定による改正後の南知多町使用料条例別表第4の規定は、この条例の施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

補正額 236,594千円 補正後 9,192,762千円

1 総務課

○歳出

①総務費

- ・ 一般管理費の財源更正（県支出金の減、一般財源の増）
- ・ 電算管理費の財源更正（県支出金の減、一般財源の増）

2 企画財政課

○歳入

①県支出金 元気な愛知の市町村づくり補助金の減 $\Delta 531$ 千円

②繰入金 財政調整基金繰入金の減（歳入の財源調整） $\Delta 96,501$ 千円

○歳出

①総務費

・財政一般管理費 国庫支出金等返還金 872 千円

・検査事務費 検査補助業務委託料 486 千円

3 建設課

○歳出

①土木費 港湾施設維持管理費 工事請負費の増 $7,416$ 千円

4 まちなみ環境課

○歳入

①国庫支出金 住宅・建築物耐震改修等事業費の増 735 千円

②県支出金 368 千円

・住宅・建築物安全ストック形成事業費（耐震診断）の増 118 千円

・住宅・建築物安全ストック形成事業費（耐震改修）の増 250 千円

○歳出

①衛生費 $26,765$ 千円

・ごみ処理業務費 委託料の増 $2,861$ 千円

・ごみ減量収収対策事業費 工事請負費の増 $3,300$ 千円

・し尿処理業務費 委託料の増 $20,604$ 千円

①土木費

・住宅耐震改修費（委託料 負担金、補助及び交付金）
の増 $1,472$ 千円

5 産業振興課

○歳入

①繰入金 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰
入金の増 $5,070$ 千円

②諸収入 トイレ汲み取り負担金 926 千円

○歳出

①商工費 師崎港観光センター周辺整備運営事業費
（役務費 使用料及び賃借料）の増 委託料の減 $5,996$ 千円

6 住民課

○歳入

①繰入金 $4,023$ 千円

・国民健康保険特別会計繰入金の増 $2,710$ 千円

・後期高齢者医療特別会計繰入金の増 $1,313$ 千円

7 ふくし課

○歳入

①国庫支出金 障害者総合支援事業費	2, 4 7 5 千円
②県支出金 介護人材資質向上事業費の増	3 1 5 千円
③繰入金 介護保険特別会計繰入金の増	1 9, 3 3 6 千円
④諸収入 低所得者保険料軽減負担金国県精算追加交付金	3 7 8 千円

○歳出

①民生費

・老人福祉一般管理費 訪問介護業務従事者確保等補助金の増	4 2 0 千円
・介護保険特別会計繰出金 繰出金の増	5 3 1 千円
・障害者総合支援事業費 障害福祉サービスシステム改修業務委託料の増	4, 9 5 0 千円

8 健康こども課

○歳出

①民生費 保育所環境整備費 修繕料（かるも保育所）の増	2 7 5 千円
-----------------------------	----------

9 成長戦略室

○歳入

①寄附金 ふるさと納税の増	3 0 0, 0 0 0 千円
---------------	-----------------

○歳出

①総務費 ふるさと納税事業費（需用費 役務費 委託料）の増	1 8 3, 3 8 0 千円
-------------------------------	-----------------

10 教育課

○歳出

①教育費

・小学校一般管理費 旧大井小学校用地測量業務委託料の増	4, 0 3 1 千円
-----------------------------	-------------

議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（住民課） 補正額 4, 0 7 3 千円 補正後 2, 7 2 4, 0 7 3 千円

○歳入

①繰越金 繰越金の増	2, 8 8 5 千円
②国庫支出金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1, 1 8 8 千円

○歳出

①総務費 一般管理費（需用費 委託料）の増	1, 3 6 2 千円
②諸支出金 一般会計繰出金の増	2, 7 1 1 千円

議案第62号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（住民課） 補正額 6,455千円 補正後 362,955千円

○歳入

①繰越金 繰越金の増 6,455千円

○歳出

①後期高齢者医療広域連合納付金 保険料負担金過年度分の増 5,143千円
 ②諸支出金 一般会計繰出金の増 1,313千円
 ③予備費 予備費の減（歳入歳出の調整） △1千円

議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
（ふくし課） 補正額 91,791千円 補正後 2,057,791千円

○歳入

①繰入金 介護保険低所得者保険料軽減繰入金 531千円
 ②繰越金 繰越金の増 91,260千円

○歳出

①基金積立金 介護給付費準備基金積立金の増 21,970千円
 ②諸支出金 69,821千円
 ・国県支出金等返還金の増 50,484千円
 ・一般会計繰出金の増 19,337千円

議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
（水道課） 補正額 8,800千円 補正後 212,839千円

○収益的收入

①営業外収益 消費税及び地方消費税還付金の増 800千円

○資本的收入

①企業債 集落排水事業債の増 8,800千円

○資本的支出

①建設改良費 管路設備新設改良費の増（工事請負費） 8,800千円